

兵青協役員・評議員 各位  
兵青協相談役・顧問 各位  
支 部 青 年 部 会 長 各位  
支 部 事 務 局 長 各位

(一社)兵庫県トラック協会  
青 年 部 協 議 会  
会 長 稗 田 健 吾

## 兵青協 第 4 回「評議員会」経過報告

日 時 令和 4 年 10 月 15 日(土) 17 時 00 分～17 時 50 分  
場 所 中華料理 神仙閣  
出 席 者 17 名(別紙、出席者名簿参照)

### 1 開会挨拶 稗田会長

### 2 議事

#### (1) 次期会長について

第 9 条第 2 項に伴い第 1 ブロック 西宮支部 津門(株) 藤本豊久氏が選出され、議場に諮った結果、異議なく承認された。

#### (2) 兵青協規約について

今後の会長選出にあたり前回から議論されていた「第 9 条第 2 項 会長は、原則、ブロックの持ち回りで選出する。…」の原則部分を削除するかについて検討した。結論は出ず、慎重に議論していたため引き続き役員会及び評議員会にて検討していくこととなった。

#### 【主な意見】

- ・原則を残した方が決めやすい場合もあるのではないかと。(次の会長選出ブロック内で準備ができるのかなどの理由)
- ・原則とあっても適任者がいれば任せるなど柔軟に対応していければいい。
- ・立候補者がいた場合や副会長から選出するなどの文言を追加してはどうか。
- ・原則という言葉ではなくても同意味の言葉に変更してはどうか。

#### (3) ブロックの区域変更について

第 3 ブロックの負担軽減のため、北播支部を第 2 ブロックから第 3 ブロックへ変更することについて、第 2 ブロック所属の当日参加者へ諮った結果、異議なく承認された。(各ブロック長は後日了承)

なお、変更は令和 5 年度より行うものとする。

令和 5 年度からのブロックの名称及び区域は次のとおり。

第 1 ブロック (東部・西宮・淡路・丹有の支部青年部会)

第 2 ブロック (東神戸・神戸中央・兵庫・西神戸の支部青年部会)

第 3 ブロック (明石・東播・西播・北播・但馬の支部青年部会)

### 3 閉会

# 兵青協「評議員会」出席者

【令和4年10月15日(土): 神仙閣】

(敬称略)

|    | 兵青協役職 | 氏名     | 会社名        | 支部  |
|----|-------|--------|------------|-----|
| 1  | 会長    | 稗田 健吾  | ワールドライン(株) | 東播  |
| 2  | 副会長   | 植田 敦生  | 植田運送(株)    | 東部  |
| 3  | 副会長   | 川端 敬三  | 谷井運輸(株)    | 西播  |
| 4  | 監事    | 渡邊 誠   | 崇広運輸(株)    | 丹有  |
| 5  | 相談役   | 田正司 知祐 | (株)新興商運    | 北播  |
| 6  | 顧問    | 岸 浩司   | (株)東灘カーゴ   | 東神戸 |
| 7  | 評議員   | 児玉 司   | (有)三友運送    | 東部  |
| 8  | 評議員   | 高津 真   | 高津建材(株)    | 東部  |
| 9  | 評議員   | 藤本 豊久  | 津門(株)      | 西宮  |
| 10 | 評議員   | 小浦 知之  | 酸和運送(株)    | 西宮  |
| 11 | 評議員   | 小林 公貴  | (株)ニッコー物流  | 丹有  |
| 12 | 評議員   | 稲田 祥理  | 稲田運送(株)    | 淡路  |
| 13 | 評議員   | 西岡 達也  | 津名陸運(株)    | 淡路  |
| 14 | 評議員   | 高井 隆正  | (株)立脇高速運輸  | 西神戸 |
| 15 | 評議員   | 岩谷 勝仁  | (株)長栄      | 西神戸 |
| 16 | 評議員   | 横山 昌平  | 横山運送(有)    | 北播  |
| 17 | 評議員   | 藤原 和也  | 明石運輸(株)    | 明石  |

令和4年度  
(一社)兵庫県トラック協会 青年部協議会  
第4回 評議員会 次第

日 時：令和4年10月15日(土) 17:00

場 所：中華料理「神仙閣」

1 開 会

2 開会挨拶

3 議 事

・兵青協規約に関する意見交換について

4 閉 会

以 上

# 一般社団法人兵庫県トラック協会青年部協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「一般社団法人兵庫県トラック協会(以下、「協会」という)青年部協議会」(以下、「本会」という)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、協会に置く。

(目的)

第3条 本会は、トラック運送事業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに、次代の近代化及び社会的地位向上に加え、新しい時代に即応した事業を目指すため、トラック運送事業の次代を担う後継者等による相互の研鑽活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、青年経営者に対する育成研修を主とした次の事業を行う。

- (1)トラック運送業界及び事業に関する研究、研修活動
- (2)公共の福祉に寄与する活動
- (3)会員相互の交流を深めるための諸行事活動
- (4)(公社)全日本トラック協会青年部会の研修会等への参加
- (5)近畿トラック青年協議会(KTS)の研修会等への参加
- (6)その他、本会の目的を達成するための活動

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、輸送サービスセンターを区域とする支部の協会会員をもって組織する青年部会(以下、「支部青年部会」という)の会員とする。

(加入・脱会)

第6条 本会への加入または脱会は、支部青年部会への加入または脱会をもってみなす。

(会員の義務)

第7条 本会の会員は、第4条に定める事業への参加・協力のほか、本会の運営に積極的に協力する義務を負う。

## 第3章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 3名
- (3)ブロック長 3名
- (4)監事 2名

(役員を選任)

第9条 前条に掲げる役員は、新旧各支部部会長及び支部新役員の推薦を受けた者から選出する。  
なお、任期満了年度においては、会長は3月末日までに次期役員候補者を選出し、役員会に諮るものとする。

- 2 会長は、原則、ブロック持ち回りで選出する。なお、ブロック持ち回りの順番は、第1、第2、第3の順とし、第3の終了後は第1に戻るものとする。
- 3 ブロック長は、各ブロック1名とする。

- 4 ブロックの名称及び区域は次のとおりとする。
  - 第1ブロック (東部・西宮・淡路・丹有の支部青年部会)
  - 第2ブロック (東神戸・神戸中央・兵庫・西神戸・北播の支部青年部会)
  - 第3ブロック (明石・東播・西播・但馬の支部青年部会)

(役員の職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 監事は会務及び本会の会計を監査する。
  - 4 副会長及びブロック長は、担当事業の遂行にあたる。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。
- 2 役員は、支部青年部会の役員変更に拘らず任期満了までその職務を行う。

(顧問及び相談役)

- 第12条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、会長が評議員会に諮って委嘱する。
  - 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ、または会議に出席して意見を述べるができる。

(評議員)

- 第13条 本会に評議員を置く。
- 2 評議員は、各支部青年部会の部会長、副部会長及び支部青年部会の推薦を受けた者とする。  
なお、任期満了年度においては、各支部青年部会は2月末日までに次期評議員候補者を選出し、会長へ報告するものとする。
  - 3 評議員の任期は、役員の任期に準ずる。
  - 4 評議員は、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(その他)

- 第14条 近畿トラック青年協議会(KTS)等から役員就任の要請があったときは、会長が役員等の中から指名する。

## 第4章 会議

(会議)

- 第15条 会議は、評議員会及び役員会とし、会長が招集するとともに議長となる。
- 2 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

- 第16条 評議員会は、評議員をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。
- 2 評議員会は、会務の執行に関する事項及びその他、重点事項について審議決定する。
  - 3 評議員会は、総会に代わりその議決事項を審議決定する。
  - 4 会長が必要と認めたときは、評議員以外の会員等を招集することができる。  
但し、議決権及び選挙権は有さない。

(役員会)

- 第17条 役員会は、会長、副会長、ブロック長及び監事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。
- 2 役員会は、評議員会に提出する議案、会務の処理に関する議案及びその他、会長が必要と認める事項について審議決定する。
  - 3 会長が必要と認めたときは、役員以外の会員等を招集することができる。  
但し、議決権及び選挙権は有さない。

## 第5章 運営等

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画等の作成)

第19条 会長は、毎事業年度の始めまでに事業計画等を作成し、評議員会の承認を得なければならない。

(運営費)

第20条 本会の運営に要する費用は、会費・特別会費・協会からの支出金及びその他収入をもってこれに充てる。

- 2 会費・特別会費の額並びにその納入方法については、別途定める。
- 3 必要と認めたときは、役員会に諮り臨時会費を徴収することができる。

(分科会)

第21条 本会の事業の適正な改善並びに発展をはかるため、必要と認める場合は、役員会の議決により分科会を設置することができる。

## 第6章 規約の改正

(規約の改正)

第22条 本規約の改正は、評議員会の議決による。

## 第7章 付則

(施行期日)

第23条 本規約は、成立の昭和62年11月24日から施行する。

|            |         |                        |
|------------|---------|------------------------|
| 平成元年2月23日  | 一部改正、実施 | (役員、特別会費)              |
| 平成3年7月15日  | 一部改正、実施 | (役員の選任、役員の任期)          |
| 平成13年5月9日  | 一部改正、実施 | (会員、役員、会議、運営)          |
| 平成18年5月26日 | 一部改正、実施 | (役員、運営)                |
| 平成23年5月23日 | 一部改正、実施 | (役員、役員の選任、役員の職務、役員の任期) |
| 平成25年5月20日 | 一部改定、実施 | (運営)                   |
| 平成26年5月23日 | 一部改定、実施 | (協会の組織変更に伴う変更)         |
| 平成27年5月25日 | 一部改定、実施 | (役員の選任、評議員)            |
| 平成28年5月24日 | 一部改定、実施 | (評議員会、役員会)             |
| 平成31年4月17日 | 一部改定、実施 | (役員、役員の選任)             |

(雑則)

- 1 最初の事業年度は、本会の設立の日から昭和63年3月31日までとする。
- 2 設立当初の役員の任期は、本会の設立の日から昭和65年3月31日までとする。
- 3 平成18年度の任期は、1年間とし、平成19年度に役員を改選する。
- 4 令和元年度(2019年度)、令和2年度はブロック改変に伴い、旧第4ブロック(新第2ブロック)が会長を担当する。令和3年度より第9条2項の通り持ち回り(第1ブロック→第2ブロック→第3ブロック)で運営する。

# トップアスリートから学ぶ

## マインド管理とモチベーション向上術

～継続は力なり、夢を諦めない!～



第29代WBC世界  
バンタム級チャンピオン

**山中 慎介 氏**

我々が生きる運送・物流業界は今、ドライバー労務問題・人手不足・標準運賃交渉や燃料費高騰など・・・様々な経営課題が山積しています。まして、どれも簡単には片付けられない問題ばかりです。

一方、活動する世界は我々と全く違えど、山中氏もまた厳しい環境の中、無数の逆境や立ちほだかる壁を乗り越え続けてこられ、2010年6月には国内タイトルを獲得、2011年には第29代WBC世界バンタム級チャンピオンという世界の頂を勝ち取られました。そこで本講演ではそういった同氏のご経験をもとに、

「継続は力なり、夢を諦めない!」をテーマにお話を頂きます。

目標設定管理、モチベーション管理など、経営課題解決に繋げるための勇気、そしてヒントや気づきが必ず見つかるはずです!

2022.11.05(土)

16:00～17:30

 YouTube  
LIVE ON  
AIR!! ▶

